

# 徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金

徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、営業休止や大幅な売上減少を余儀なくされている県内中小・小規模事業者の事業継続に対し、一時金支給により支援する制度です。

## 支給対象者

以下の（１）から（３）までのすべての要件を備えている事業者が支給対象者となります。

- （１）令和２年２月以降に、徳島県セーフティネット資金による融資を受けている者であること。
  - （２）申請日において、令和２年２月以降の売上高等の状況が、以下の①から③までのいずれかに該当する者であること。
    - ① 最近１か月の売上高等が、前年同月比で５０％以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少することが見込まれること。
    - ② 最近２か月の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少しており、かつ、その後１か月を含む３か月間の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少することが見込まれること。
    - ③ 連続した３か月間の売上高等が、前年同期比で５０％以上減少していること。
- ※ 創業後１年を経過していない事業者など、前年同期比との比較が困難である事業者の方は、個別にご相談ください。
- （３）概ね雇用が維持されていること。

## 支給額

徳島県セーフティネット資金で融資を受けた金額の **１０％（上限１００万円）**

## 申請手続

申請受付期間

**令和２年４月１日 ～ 令和２年９月１日**

以下の書類をご準備いただき、県の各窓口（裏面参照）までお越しくください。

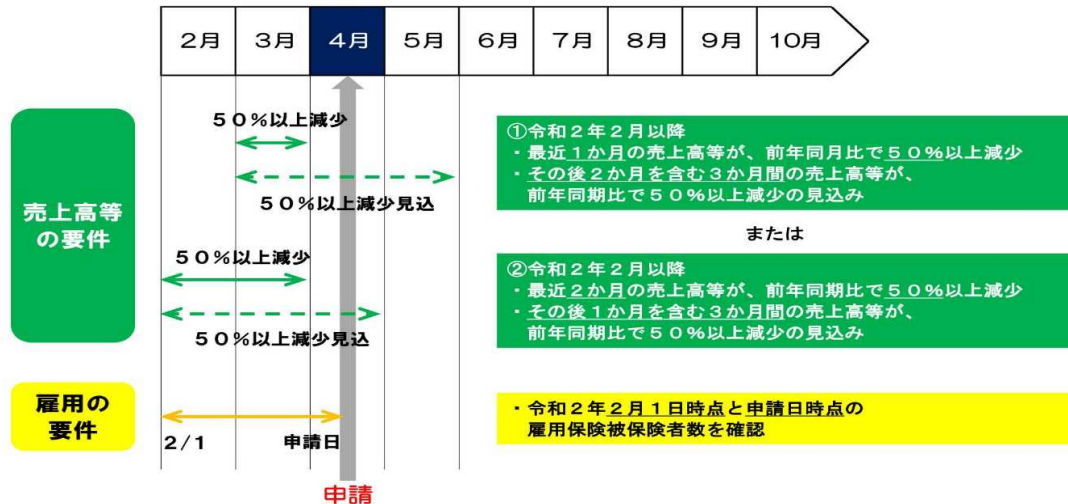
- （１）徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金支給申請書（様式第１号）
- （２）徳島県セーフティネット資金の融資実行を証する書類
  - ・金銭消費貸借契約証書の写し
  - ・徳島県信用保証協会発行「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し
- （３）売上高等確認に係る調書（様式第１-１号～第１-４号のいずれか）
  - ・試算表、損益計算書、売上台帳など売上高等を証する書類を添付
  - ※原本であることの証明が必要
- （４）雇用維持に対する取組状況に係る調書（様式第１-５号）
  - ・令和２年２月１日から５月１日の間に、雇用保険被保険者の離職があった場合は、すべての離職者の「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」を持参
- （５）委任状（事業主本人以外が申請する場合）

様式は、徳島県ホームページよりダウンロードいただけます →

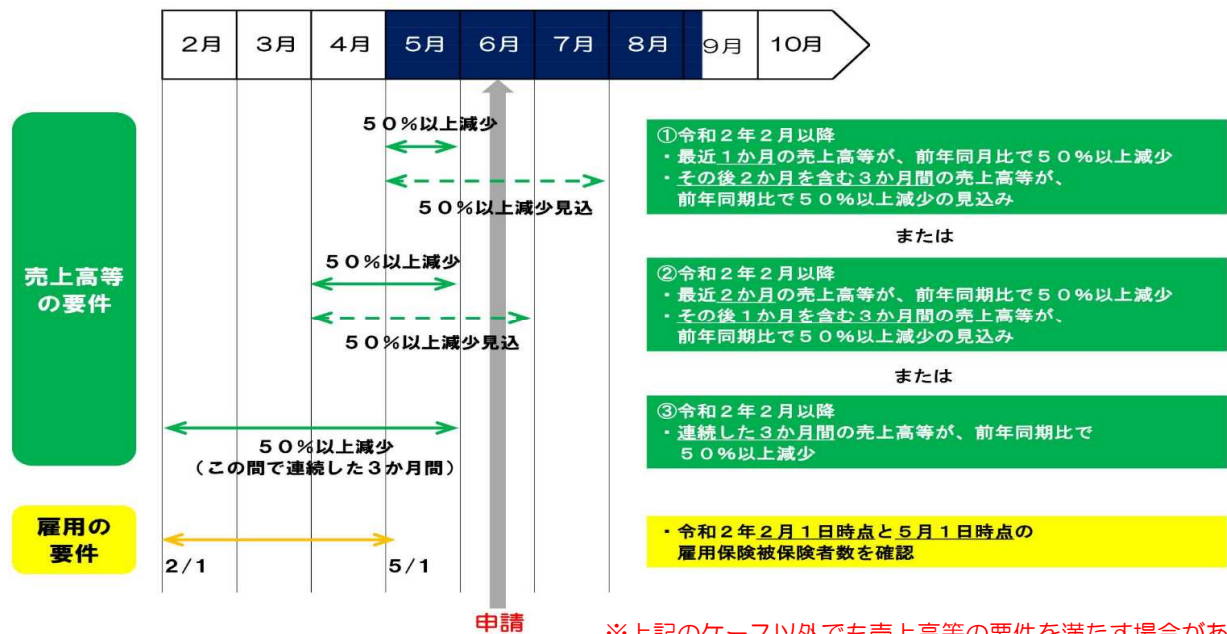


## ■ 売上高等・雇用の要件に関する確認期間について

【例】令和2年4月1日から4月30日までの間に申請する場合



【例】令和2年5月1日から9月1日までの間に申請する場合



※上記のケース以外でも売上高等の要件を満たす場合があります。

### 申請受付窓口

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

#### 【旅行業・宿泊業・運輸業以外の事業者の方】

徳島県 商工労働観光部 商工政策課 団体・振興担当  
徳島市万代町1-1 徳島県庁5階 TEL 088-621-2322

#### 【旅行業・宿泊業・運輸業の事業者の方】

徳島県 商工労働観光部 観光政策課 観光産業担当  
徳島市万代町1-1 徳島県庁5階 TEL 088-621-2339

上記のほか、以下の各総合県民局でも申請を受け付けています。（業種は問いません）

- 南部総合県民局  
地域創生部<美波> 県南誘客担当 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 TEL 0884-74-7353  
地域創生部<阿南> 県税担当 阿南市富岡町あ王谷46 TEL 0884-24-4116
- 西部総合県民局  
地域創生部<美馬> にし阿波振興担当 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 TEL 0883-53-2396  
観光振興部<三好> にし阿波観光戦略担当 三好市池田町マチ2415 TEL 0883-76-0376